

## 判決概要⑥ (R3.2.19 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 29 年 9 月 22 日
裁判所	千葉地方裁判所 (民事第 3 部)
裁判官	[裁判長裁判官] 阪本勝、[裁判官] 野中伸子、小橋陽一郎
一番原告らの請求内容の概要	福島県内に居住していた原告ら (45 名※) が、本件事故により千葉県内への避難を余儀なくされたとして、被告東電に対しては、主位的に民法 709 条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、被告国に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害賠償金を連帯して支払うよう求めた事案。 ※ (出典) 地裁判決正本における「別紙 3 認容額等一覧表」に記載の人数。
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 3 年 2 月 19 日
裁判所	東京高等裁判所 (第 22 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 白井幸夫、[裁判官] 中山典子、澤村智子
判決の概要 (損害論)	○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について： ①「避難生活に伴う精神的苦痛」に対する賠償、「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」に対する賠償を認め、これらを分けて算定 (P162～)。なお、原告らが「ふるさと喪失慰謝料」として一律 2000 万円を請求する旨の主張については、精神的損害の要素を捉えることで生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現できるとした上で、個別具体的な事情を捨象し一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において失当であるとして、同主張を採用しなかった (P208～209)。 ②「避難生活に伴う精神的苦痛」について、避難生活の継続に従って増加するものであり、慰謝料額は基本的に月額 10 万円、発生期間は本件事故当時の居住地ごとに異なるとして、帰還困難区域、旧居住制限区域等の区域ごとの終期の目安を示した上 (P201～205)、最終的な慰謝料額については、世帯ごとに具体的事情を勘案しながら算定 (P212～388) ③「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」については、原告らの置かれた状況によって異なるとし、世帯ごとに具体的事情を勘案しながら算定 (P212～388)
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 4 年 3 月 2 日
裁判所	最高裁判所 (第二小法廷)
裁判官	[裁判長裁判官] 菅野博之、[裁判官] 三浦守、草野耕一、岡村和美
決定の内容 (上告/上告受理申し立て)	[国] -/受理 (国の責任に係る部分) [東電] -/不受理 [原告] 棄却/不受理